

津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）の規定に基づき、町が運営する津幡町ケーブルテレビの自主放送「チャンネルつばた」における広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準（平成24年津幡町訓令第2号）の規定を適用するほか、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドラインを準用する。

(広告の掲載期間及び掲載料金)

第3条 広告の掲載期間及び掲載料金は、次のとおりとする。

掲載期間	料金		
	静止画放送	動画放送	
	15秒	15秒	30秒
1か月～5か月	5,000円	5,000円	10,000円
6か月	4,000円	4,000円	8,000円
12か月	3,500円	3,500円	7,000円
24か月	3,000円	3,000円	6,000円
36か月	2,500円	2,500円	5,000円

(広告の掲載募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報つばた及び町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する日の2月前までに、津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 資格免許証、諸証明書、その他広告主を確認できる書類

2 前項第1号に規定する広告原稿は、電子データで作成するものとし、その作成費用は広告主の負担とする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、津幡町広告審査委員会を開催するものとする。

- 3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は津幡町ケーブルテレビ有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、その旨を広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主は、町長の指定する期日までに、第3条に定める広告の掲載料を前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第8条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

- 2 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 3 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載料返還請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（広告の制作）

第9条 広告主は、広告に用いられる映像、音声等の一切を自ら用意し、これを構成するものとする。この場合において、権利使用料等が発生する著作物は、原則として使用してはならない。

2 広告主は、止むを得ない理由により著作権等を有する知的財産権を使用しなければならない場合における著作権物処理等については、その一切の責任を負う。

（疑義等の決定）

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、公表の日から施行する。様式第1号

(第5条関係)

津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 津幡町長

広告主 住所(事業所所在地)

氏名(事業者名)

電話番号

津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

広告の種類(□に レ印)	<input type="checkbox"/> 動画放送(15秒) <input type="checkbox"/> 静止画放送(15秒) <input type="checkbox"/> 動画放送(30秒)
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (月)
広告の内容	別添のとおり
広告主の業種及 び業務内容	
広告代理店	
申込者連絡先	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	e-mail
承諾事項	(1) 津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載取扱要綱を遵守することを誓約します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、津幡町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※1 住所 氏名
備考	※2

※1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有するものに限り、

氏名及び印鑑については、委任代理人(印鑑を含む。)は認められませんのでご注意ください。

※2 他の自治体のケーブルテレビに広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入してください。

様

津幡町長 印

津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました津幡町ケーブルテレビの広告掲載につきまして、下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 広告の種類
- 2 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）
- 3 広告掲載料金 円
- 4 広告掲載料の納入方法 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入願います。
- 5 広告原稿提出期限 広告原稿は、年 月 日までに提出してください。
- 6 その他（掲載条件等）
 - (1) 広告の取扱いについては、津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載取扱要綱を遵守願います。
 - (2) 広告掲載の時間帯を指定することはできません。

様

津幡町長 印

津幡町ケーブルテレビ有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました津幡町ケーブルテレビの広告掲載につきまして、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

非掲載の理由

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に津幡町長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津幡町を被告として（津幡町長が、被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第4号（第8条関係）

津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載料返還請求書

金 円

ただし、 年 月 日付で決定を受けた、津幡町ケーブルテレビ有料広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）津幡町長

所在地	名称
代表者氏名	印

口座振込先金融機関名	口座種別
口座番号	口座名義人